

ハタノ議員：基金を使って国保料の引き下げを
部長答弁：安定的な財政運営が行えるように活用

ハタノこうめ議員は、市民の声を聞き、今回は国民健康保険会計にある基金（貯金）を活用して国保料の引き下げを求めて質問しました。

今年4月からは国民



健康保険制度の都道府県単位化がスタートしました。新制度の下、各家庭には国保料の通知が郵送されています。ハタノ議員は、保険料の高さに悲鳴を上げておられた市民から寄せられた声を紹介しました。年金暮らしの方からは「わずかな年金から固定資産税を支払い、介護保険料や国保

市は相互扶助制度とはき違った答弁
国保は社会保障制度です

立つて、安定的な財政運営が行えるように繰越金や基金を活用すると答弁しました。

また、市民生活部長は、国民健康保険は相互扶助の制度であることから、互いに助け合って行くものであるとはき違った答弁をしました。国民健康保険制度は、病気やけがをしたとき医療が受けられるように保障した社会保障制度です。国民健康保険法には「社会保障及び国民保健の向上に寄与する」と明確にうたっています。

今や国保は「社会的弱者の医療制度」



平成30年度の保険料率は、所得割・均等割が大幅に上がり、平等割は下がりました。そのことにより家族数が多い世帯ほど引き上げとなりました。（左表）資産割を廃止して7割を繰越金で補てんしているのに、保険料は引き上がりました。

国保はいまや高齢者・ワーキングプア、病気で働けない人などに医療を保障する「社会的弱者の医療制度」です。国保加入者の

所得は75%が200万円以下です。市は繰越金や基金を貯め込んでいます。これらを活用して加入者の負担を軽くしようとなぜ考えないのでしょうか。

市は、国保財政を安定的に進めたいという思いばかりで、加入者が大変な思いで払っていることを理解していません。加入者の生活実態を直視し、払える国保料にするため、引き続き国保料の引き下げを求めていきます。

所得別国民健康保険料の試算（平成29年度と30年度の比較）

4人家族（40歳以上2人）、固定資産税5万円で計算

所得（年収）	平成29年度保険料	平成30年度保険料	差額
200万円	18万8,200円（5割軽減）	18万9,100円	+ 900円
300万円	30万4,700円（2割軽減）	30万9,300円	+4,600円
400万円	40万7,700円	41万5,700円	+8,000円

県には40億円の積立金がある

新制度となり、岐阜県には、保険料の収納が不足する市町村に対する貸付や、県の国保会計において財源不足が生じた場合に活用できる基金が40億円も積み立てられています。

これまでのように市として必要以上に基金として積み立てる必要がなくなりました。市として基金はどれくらい必要と考えるのかと、ただしました。

市は、基金の適正額を見極めるのは非常に難しいと答え、新たに県に基金がつけられたことに対しては国などの動きを注視し、検討すると答えただけでした。

また基金を活用して国保料の引き下げを行うべきではないかとの質問に、市は今後も中・長期的な視野に

